後期高齢者医療保険料の特別徴収（年金天引き）の仮徴収額を調整します！

後期高齢者医療保険料の特別徴収（年金天引き）は、４・６・８月に「仮徴収」として前年度２月徴収額と同額を納付いただき、年間保険料額の確定後、差額を10・12・翌年２月に「本徴収」として納付いただいています。

世帯構成や所得の変更により、**仮徴収額と本徴収額に大きな差が生じている方については、特別徴収される額が年間を通じて、できるだけ均等になるよう、６月と８月の保険料の仮徴収額を調整（平準化）します**。対象となる方には５月10日ごろに通知します。

【問い合わせ】福祉保険課地域医療担当（☎282-1711 内線1134）

対象

後期高齢者医療保険料を特別徴収（年金天引き）で納付している方で、平成28年度の保険料の仮徴収額と本徴収額に大きな差が生じると予測される方

調整（平準化）する場合の、６・８月の仮徴収額の決定方法

前年度の保険料額の２分の１の金額から、４月の仮徴収額を差し引いた金額の２分の１

６・８月の仮徴収額＝（前年度の保険料額÷２－４月の仮徴収額）÷２

例えば、後期高齢者医療保険料が年額16万2,000円の場合

調整（平準化）しない場合は、仮徴収額と本徴収額に大きな差が生じてしまいます。

平成27年度	平成28年度						平成29年度
本徴収	仮徴収（15万円）			本徴収（１万2,000円）			仮徴収
２月	４月	６月	８月	10月	12月	２月	４月
５万円	５万円	５万円	５万円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円

同額を徴収　　同額を徴収

調整（平準化）した場合は、10月以降の負担を均等化することで、来年度以降の仮徴収額と本徴収額の大きな差が緩和されます。

平成27年度	平成28年度						平成29年度
本徴収	仮徴収（８万1,000円）			本徴収（８万1,000円）			仮徴収
２月	４月	６月	８月	10月	12月	２月	４月
５万円	５万円	1万5,500円	1万5,500円	2万7,000円	2万7,000円	2万7,000円	2万7,000円

同額を徴収　　平準化　　同額を徴収

▽今回の調整（平準化）で、保険料の年額が変わるものではありません。
▽後期高齢者医療保険料の額は、個人で異なります。
▽平成28年度の保険料額は８月に決定・通知しますので、10月以降の徴収額については、そちらをご覧ください。